

7.17.2 予測及び評価

1. 予測及び評価方法

(1) 施設等の存在及び供用

1) 予測事項

景観に係る影響要因と予測事項を表 7.17.2-1 に示す。

表 7.17.2-1 景観に係る影響要因と予測事項

影響要因	予測事項
廃棄物処理施設等の存在 ストックヤードの存在	眺望景観の価値の変化 囲繞景観の価値の変化

景観に係る影響要因と影響要素を表 7.17.2-2 に示す。

廃棄物処理施設等、ストックヤードの存在による影響として、眺望景観・囲繞景観の変化が挙げられる。

表 7.17.2-2 景観に係る影響要因と影響要素

影響要因	影響要素
廃棄物処理施設等の存在 ストックヤードの存在	主要な眺望景観の変化 主要な眺望地点及び景観資源の改変 囲繞景観の変化

2) 予測地域

眺望景観の予測地域は、事業実施区域から 5.5km を基準とし、内陸側は尾根線の 6.2km とした調査地域と同じ地域とし、予測地点は、調査地域から抽出した眺望地点とした。眺望景観の予測地点を図 7.17.2-1 に示す。

囲繞景観の予測地域は、事業実施区域及び周辺とした。囲繞景観の予測地域を図 7.17.2-2 に示す。

3) 予測時期

予測時期は、廃棄物処理施設の規模が計画規模に達した時点とした。

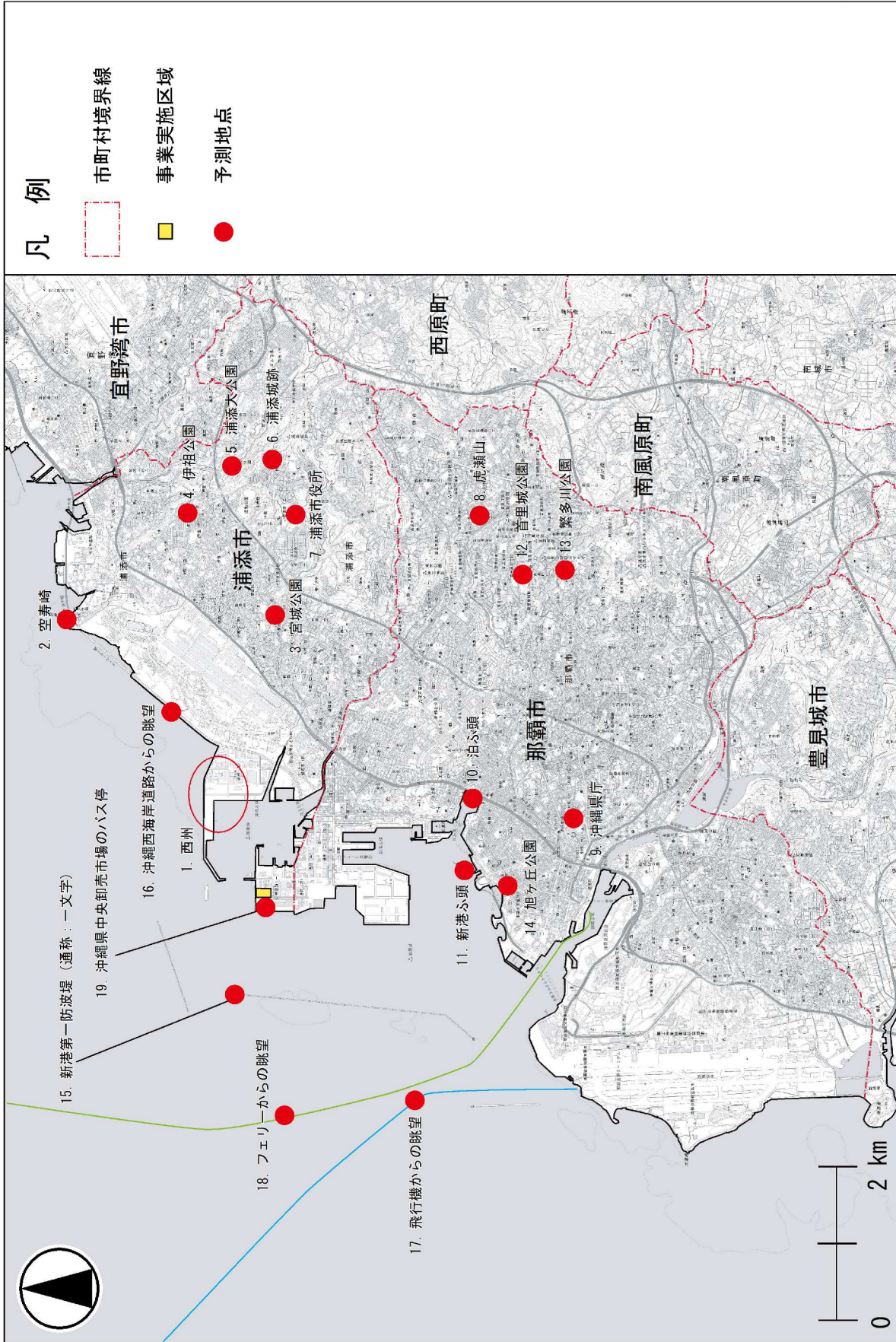


図 7.17.2-1 眺望景観の予測地点

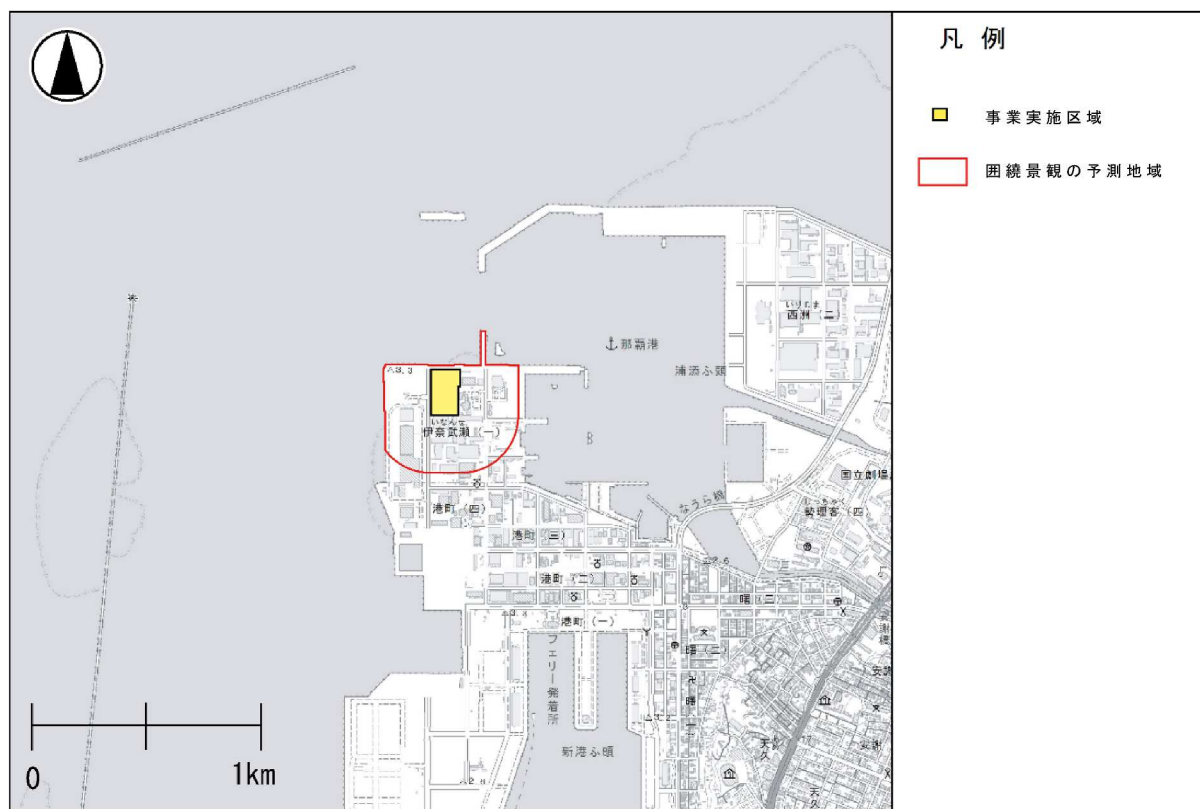


図 7.17.2-2 圍繞景観の予測地域

4) 予測方法

眺望景観の価値の変化は、事業計画を重ね合わせ、改変の位置、程度を予測し、フォトモンタージュを作成することで、視覚変化を把握し、眺望の変化による普遍価値・固有価値の変化の程度予測する手法としました。

圍繞景観の価値の変化は、景観区と事業による改変範囲との重ね合わせにより景観区毎の改変の程度、場、利用、眺めの状態の変化の程度を把握し、圍繞景観の変化による普遍価値・固有価値の変化の程度を予測する手法としました。

5) 評価方法

① 環境影響の回避・低減に係る評価

環境影響が、事業者により実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減されているか否かについて評価した。

② 国・県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価

環境影響の予測結果を踏まえて、環境保全に関する基準等との整合が図られているかどうかについて評価した。

2. 予測及び評価結果

(1) 施設等の存在及び供用

1) 予測結果

① 眺望景観の価値の変化

抽出した 19 地点の眺望地点のうち、距離が近く事業実施区域が詳細に視認される地点は、「19. 沖縄県中央卸売市場のバス停」、「15. 新港第一防波堤（通称：一文字）」の 2 地点である（表 7.17.2-8(1)～(2)参照）。この 2 地点を代表地点として、事業計画を重ね合わせたフォトモンタージュを作成した。

「19. 沖縄県中央卸売市場のバス停」からの現況及び施設存在時のフォトモンタージュを表 7.17.2-3 に示す。また、60 度円錐視野^{*}に占める人工物の割合の変化を表 7.17.2-4 に示す。

沖縄県中央卸売市場内の建物の背後の空域に廃棄物処理施設の建物が仰角 33.25 度で見上げるように出現する。視野に占める人工物の割合は 19.14%から 30.00%と 10.84%増加する。

景観資源である自然景観（緑地）が眺望されるが、景観資源の眺望状況に変化はない。

眺望景観の価値として、普遍価値はバス利用者が眺望する「利用性」が挙げられるが、バスの利用に変化はなく普遍価値の変化もないと予測される。

固有価値として、日常的な環境である「親近性」が挙げられるが、眺望地点付近は大型の建物が立ち並ぶ工業・流通地区であり、廃棄物処理施設が出現することによる固有価値の変化もないと予測される。

なお、新旧両施設存在時については、旧施設が新施設の背後となるため、眺望景観は新施設のみ存在する場合と同一である。

「15. 新港第一防波堤（通称：一文字）」からの現況及び施設存在時のフォトモンタージュを表 7.17.2-5 に示す。また、60 度円錐視野に占める人工物の割合の変化を表 7.17.2-6 に示す。

海岸沿いの樹林地の背後に廃棄物処理施設の建物が仰角 2.54 度で出現し比較的細部までよく見える。視野に占める人工物の割合は 1.59%から新旧両施設存在時に 1.62%、旧施設撤去後は 1.61%と 0.02～0.03%微増する。景観資源である自然景観（海岸）が眺望されるが、景観資源の眺望状況に変化はなく、事業実施区域と距離があり眺望景観の変化も僅かであることから、眺望景観の価値である自然性、利用性、親近性にも変化はないと予測される。

その他の眺望地点については、事業実施区域と距離があり、眺望景観の変化は軽微なため、眺望景観の価値の変化はないと予測される。

^{*}60 度円錐視野：視野 60 度コーン説に基づく視線を固定した際の人間の視野

表 7.17.2-3 「19. 沖縄県中央卸売市場のバス停」からのフォトモンタージュ
現況



60 度円錐視野

施設存在時



60 度円錐視野

表 7.17.2-4 「19. 沖縄県中央卸売市場のバス停」からの視野に占める人工物の割合

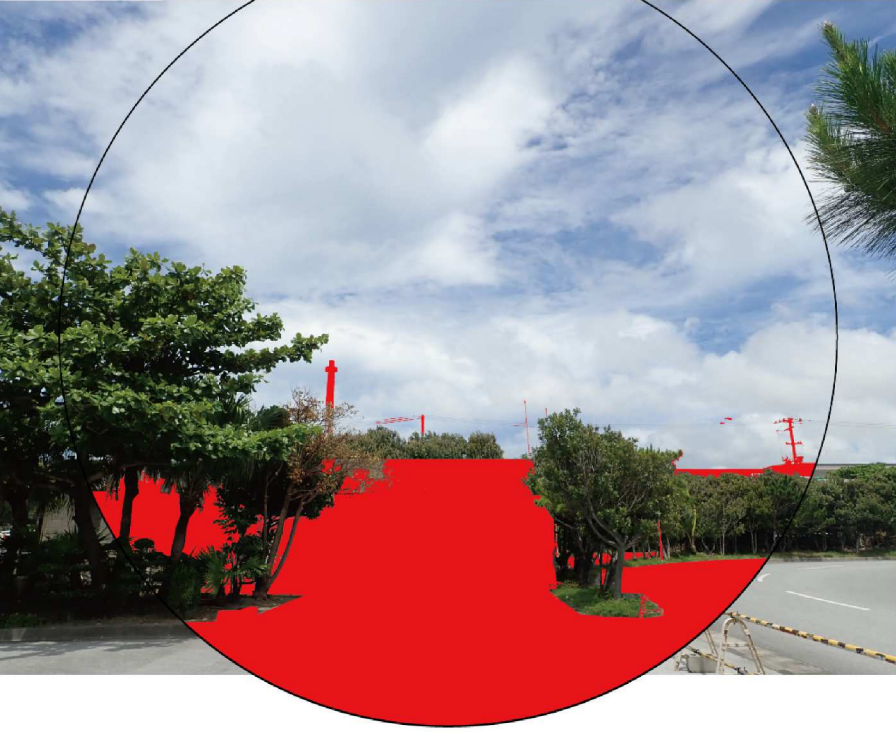
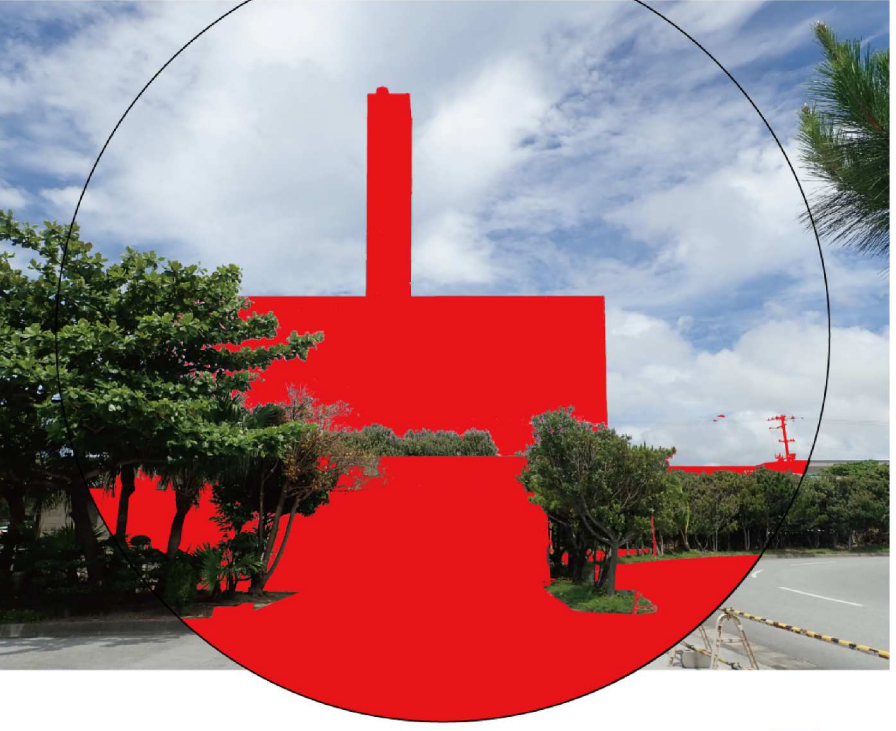
<p>現況</p>  <p style="text-align: right;">■ 人工物</p>	<p>19.14%</p>
<p>施設存在時</p>  <p style="text-align: right;">■ 人工物</p>	<p>30.00% (+10.84%)</p>

表 7.17.2-5 「15. 新港第一防波堤（通称：一文字）」からのフォトモンタージュ
現況



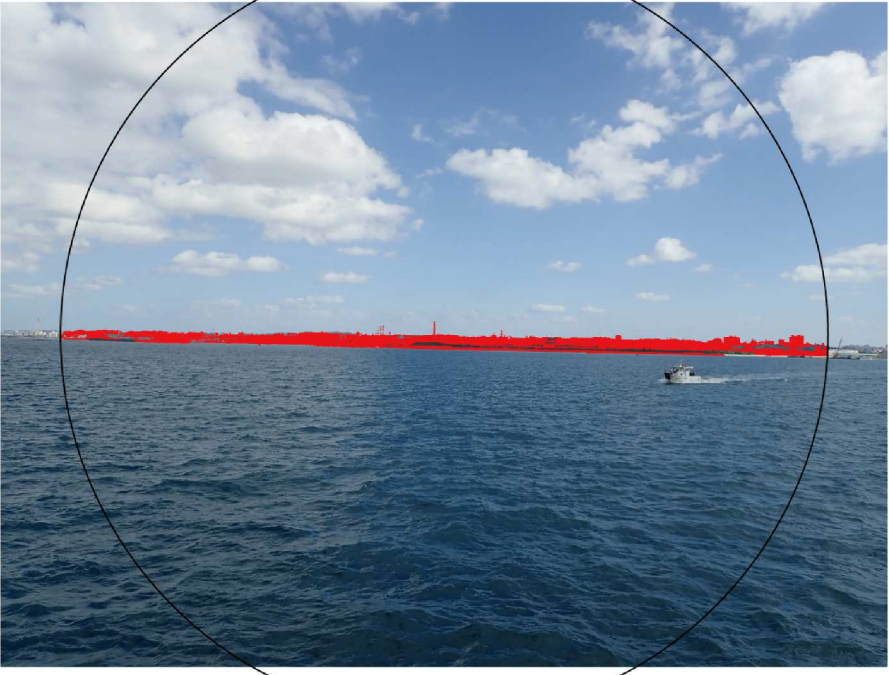
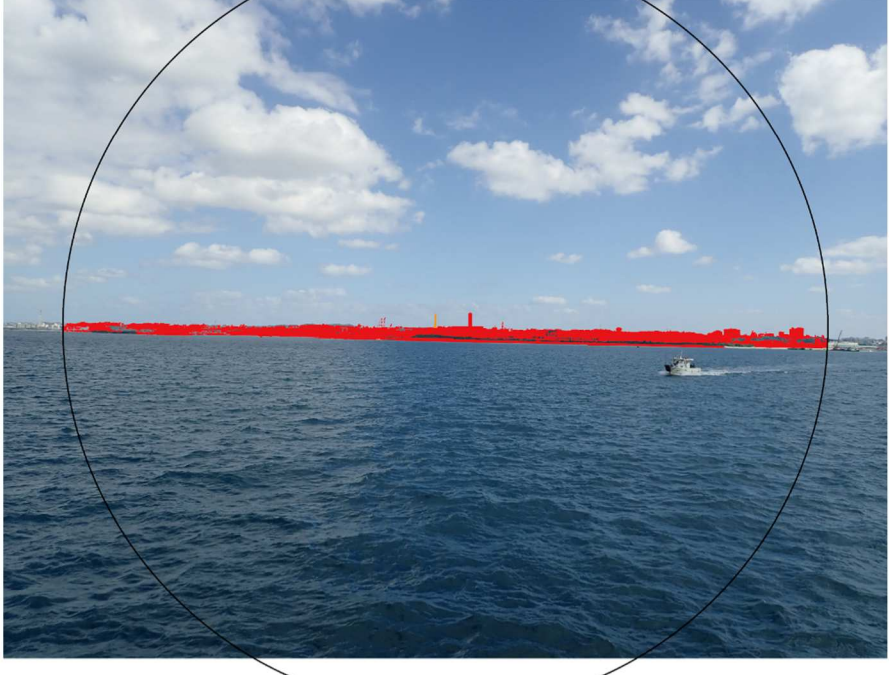
60 度円錐視野

施設存在時



60 度円錐視野

表 7.17.2-6 「15. 新港第一防波堤（通称：一文字）」からの視野に占める人工物の割合

<p>現況</p>  <p style="text-align: right;">■ 人工物</p>	<p>1.59%</p> <p>(移動中の船舶 除く)</p>
<p>施設存在時</p>  <p style="text-align: center;">■ 人工物 ■ 人工物（撤去する旧施設）</p>	<p>新旧両施設 1.62% (+0.03%)</p> <p>新施設のみ 1.61% (+0.02%)</p> <p>(移動中の船舶 除く)</p>

夜間の眺望景観について、夜間に立ち入ることのできる眺望地点のうち、最も距離の近い「16. 沖縄西海岸道路」の日中及び夜間のフォトモンタージュを表 7.17.2-7(1)～(2)に示す。

夜間の眺望景観について、事業実施区域と距離があり、地上付近の照明は視認されず、航空障害灯も設置されないため、眺望景観に変化はなく、眺望景観の価値の変化もないと予測される。

眺望景観の価値の変化一覧を、表 7.17.2-8(1)～(2)に示す。

すべての眺望地点において、眺望景観の価値の変化はないと予測される。

表 7.17.2-7(1) 「16. 沖縄西海岸道路」からのフォトモンタージュ（日中）

現況



60 度円錐視野

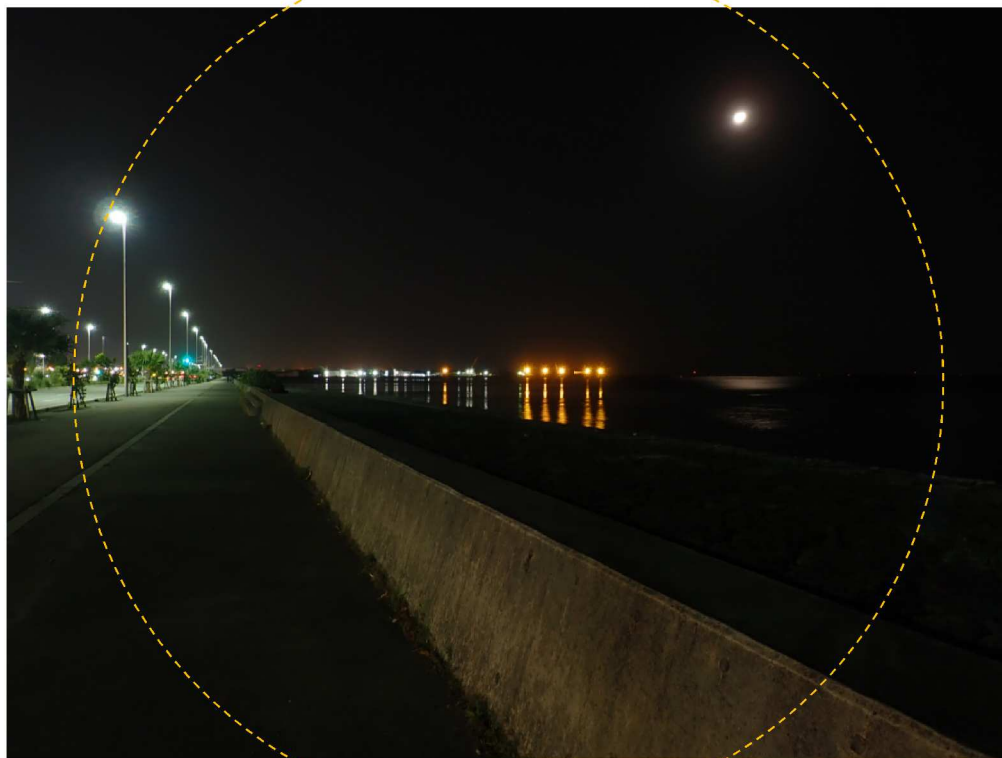
施設存在時



60 度円錐視野

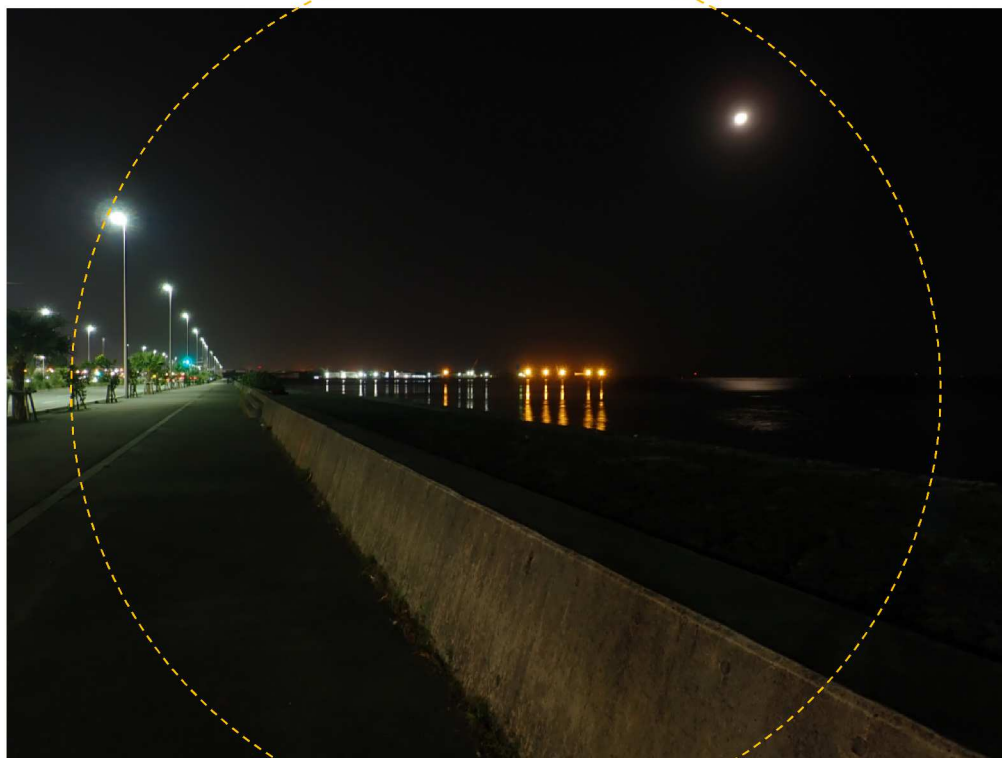
表 7.17.2-7(2) 「16. 沖縄西海岸道路」からのフォトモンタージュ（夜間）

現況



60 度円錐視野

施設存在時



60 度円錐視野

表 7.17.2-8(1) 眺望状況の変化及び眺望景観の価値の変化

地点	眺望距離 (km)	夜間立ち入りの有無	眺望状況の変化	価値の分類		認識の対象		有する価値の変化		
				普遍価値	固有価値	利用性	固有性	自然性	歴史性	利用性
1. 西洲	1.1	×	遠距離のため変化は軽微	普遍価値	固有価値	利用性	固有性	○→○	○→○	価値の変化なし
				普遍価値	固有価値	利用性	固有性	○→○	○→○	
2. 空寿崎	4.5	○	遠距離のため変化は軽微	普遍価値	固有価値	利用性	固有性	○→○	◎→◎	価値の変化なし
				普遍価値	固有価値	利用性	固有性	○→○	○→○	
3. 宮城公園	3.7	○	遠距離のため変化は軽微	普遍価値	固有価値	自然性	親近性	△→△	◎→◎	価値の変化なし
				普遍価値	固有価値	利用性	親近性	◎→◎	◎→◎	
4. 伊祖公園	5.2	○	遠距離のため変化は軽微	普遍価値	固有価値	自然性	親近性	△→△	◎→◎	価値の変化なし
				普遍価値	固有価値	利用性	親近性	◎→◎	◎→◎	
5. 浦添大公園	5.4	○	遠距離のため変化は軽微	普遍価値	固有価値	自然性	親近性	△→△	◎→◎	価値の変化なし
				普遍価値	固有価値	利用性	親近性	◎→◎	◎→◎	
6. 浦添城跡	5.7	○	遠距離のため変化は軽微	普遍価値	固有価値	自然性	歴史性	△→△	◎→◎	価値の変化なし
				普遍価値	固有価値	利用性	親近性	◎→◎	◎→◎	
7. 浦添市役所	5.0	×	遠距離のため変化は軽微	普遍価値	固有価値	自然性	親近性	△→△	◎→◎	価値の変化なし
				普遍価値	固有価値	利用性	親近性	◎→◎	◎→◎	
8. 虎瀬山 (虎瀬公園一帯)	5.9	○	遠距離のため変化は軽微	普遍価値	固有価値	自然性	親近性	△→△	◎→◎	価値の変化なし
				普遍価値	固有価値	利用性	親近性	◎→◎	◎→◎	
9. 沖縄県庁	4.2	×	遠距離のため変化は軽微	普遍価値	固有価値	自然性	親近性	△→△	◎→◎	価値の変化なし
				普遍価値	固有価値	利用性	親近性	◎→◎	◎→◎	
10. 泊ふ頭	3.1	×	遠距離のため変化は軽微	普遍価値	固有価値	自然性	固有性	○→○	◎→◎	価値の変化なし
				普遍価値	固有価値	利用性	固有性	○→○	◎→◎	
11. 新港ふ頭 (那覇クルーズターミナル含む)	2.7	○	遠距離のため変化は軽微	普遍価値	固有価値	自然性	固有性	○→○	◎→◎	価値の変化なし
				普遍価値	固有価値	利用性	固有性	○→○	◎→◎	
12. 首里城公園	5.8	×	遠距離のため変化は軽微	普遍価値	固有価値	利用性	歴史性	◎→◎	◎→◎	価値の変化なし
				普遍価値	固有価値	利用性	歴史性	◎→◎	◎→◎	

注：有する価値について、◎：高い、○：中程度、△：低い

表 7.17.2-8(2) 眺望状況の変化及び眺望景観の価値の変化

地点	眺望距離 (km)	夜間立ち入りの有無	眺望状況の変化	価値の分類	認識の対象	有する価値の変化	
13. 繁多川公園	5.9	○	遠距離のため変化は軽微	普遍価値	自然性	△→△	価値の変化なし
				固有価値	利用性	◎→◎	
14. 旭ヶ丘公園 (波の上ビーチ含む)	3.1	○	遠距離のため変化は軽微	普遍価値	自然性	○→○	価値の変化なし
				固有価値	利用性	◎→◎	
15. 新港第一防波堤 (通称：一文字)	1.4	×	海岸沿いの樹林地の背後に廃棄物処理施設の建物が出現する。景観資源 (自然景観 (海岸)) の眺望に変化はない。	普遍価値	自然性	◎→◎	価値の変化なし
				固有価値	利用性	◎→◎	
16. 沖縄西海岸道路からの眺望	3.0	○	遠距離のため変化は軽微	普遍価値	親近性	◎→◎	価値の変化なし
				固有価値	自然性	◎→◎	
17. 飛行機からの眺望	3.8	×	遠距離のため変化は軽微	普遍価値	利用性	◎→◎	価値の変化なし
				固有価値	固有性	◎→◎	
18. フェリーからの眺望	3.0	×	遠距離のため変化は軽微	普遍価値	利用性	◎→◎	価値の変化なし
				固有価値	固有性	◎→◎	
19. 沖縄県中央卸売市場のバス停からの眺望	0.09	×	市場内の建物の背後に廃棄物処理施設の建物が出現する。景観資源 (自然景観 (緑地)) の眺望に変化はない。	普遍価値	利用性	◎→◎	価値の変化なし
				固有価値	親近性	○→○	

注：有する価値について、◎：高い、○：中程度、△：低い

② 圍繞景觀の価値の変化

事業実施区域及び周辺の景觀区は、樹林地、造成地、海岸に区分される（前掲図 7.17-1-7 参照）。

圍繞景觀の価値の変化を表 7.17.2-9 に示す。

事業実施区域は、造成地に位置していることから景觀区の変化はなく、周辺には沖縄県中央卸売市場や運輸流通施設等の大規模建築物が分布するため、景觀の構成の変化が軽微であることから、圍繞景觀の価値の変化もないと予測された。

表 7.17.2-9 圍繞景觀の変化及び圍繞景觀の価値の変化

景觀区	圍繞景觀の変化	価値の分類	価値の対象	価値の変化
樹林地	樹林地景觀区の改変なし。	普通価値	自然性	変化なし
		固有価値	-	-
造成地	造成地景觀区内に施設が造成されるため、景觀区の変化なし。	普通価値	-	-
		固有価値	-	-
海岸	海岸景觀区の改変なし。	普通価値	自然性 視認性 利用性 快適性	変化なし
		固有価値	固有性 親近性	変化なし

2) 環境保全措置

施設等の存在及び供用における景觀に対する環境保全措置として、以下の取り組みを行う。

- ・ 沖縄県中央卸市場側の沿道景觀や海側からの景觀を考慮して、建物や煙突の色彩・形状及び緑化計画を検討し、圍繞景觀への影響の低減を図るような計画とした。

3) 評価結果

① 環境影響の回避・低減に係る評価

「19. 沖縄県中央卸売市場のバス停」からの眺望については、出現する廃棄物処理施設により人工物が視野に占める割合が増加し、施設の仰角も大きいですが環境保全措置を実施することで影響は軽減される。

その他の眺望地点からの眺望状況にも変化はあるが、すべての眺望地点からの眺望景観の価値の変化はないと予測された。

圍繞景観については、景観区の変化及び圍繞景観の価値の変化はないと予測された。

以上から、事業者が実行可能な範囲内において、景観への影響は回避・低減されていると評価する。

② 国・県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価

「浦添市景観まちづくり計画」（浦添市 平成 20 年）では、事業実施区域を含む伊奈武瀬の埋立地は、「工業・流通地区」に指定されており、以下の 3 方針が示されている。

方針-1 : 企業が主体となった、緑豊かな工業・流通地区の景観を創出します（私有空間）

方針-2 : 海や空からの視点にも配慮したウォーターフロントの景観を創出します（私有空間）

方針-3 : うるおいある工業・流通地区の通り景観を形成します（公有空間）

また、目標基準として、「周辺景観となじむ建造物とする」などの基準が示されている。

本事業計画では、建物や煙突の色彩・形状を周辺景観になじむものにする計画であり、緑化も行うことから、上記施策との整合は図られていると評価する。